

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県緑化センター学習展示館は、「県民に緑化に関する知識と技術を普及し、緑化の推進を図る」ことを目的に設立され、これまで知識と技術の普及に大きな役割を果たしてきた。しかし、当施設の展示物は開園から40年以上大きな更新がされず、施設内の展示物の多くが陳腐化していることから、当施設の魅力が低下し、その役割を果たせていないことが課題となっている。このため、最新の技術や展示方法を取り入れ、展示室をリニューアルすることで、施設の魅力向上と学習機能の充実を図り、来園者の森林・林業に関する関心を高める。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、基本設計及び実施設計業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日とし、展示物制作・設置その他付帯工事の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(4) 予算額

93,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、内訳は以下のとおり。

ア 基本設計及び実施設計業務は、13,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

イ 展示物制作・設置その他付帯工事は、80,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和7年6月13日（金） 午後5時00分

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施【様式2】

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出ること。

ア 参加申出場所

広島県農林水産局森林保全課

イ 参加申出期限

令和7年6月2日（月） 午後5時00分

ウ 説明会開催日

令和7年6月3日（火） 午前10時00分

エ 説明会開催場所

〒732-0036 広島市東区福田町10166-2

広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園（学習展示館）

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限【様式3】

令和7年6月17日（火） 午後5時00分

- (4) 上記(3)に対する回答日等
令和7年6月19日(木)までに、公募型プロポーザル参加者全員(グループの場合は代表企業のみ)に回答する。
- (5) 提案書提出場所及び期限
- ア 提案書提出場所
広島県農林水産局森林保全課
- イ 提案書提出期限
令和7年6月30日(月) 午後5時00分
- ウ 提案書の取り下げ
提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。
なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取り下げ願い書」を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。
- (6) 提案書に関するプレゼンテーション等
- ア 実施場所 広島県農林水産局森林保全課
- イ 実施日時 令和7年7月3日(木)から令和7年7月8日(火)までの間で別に指定する日時
- ウ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

表 公募型プロポーザル参加資格確認申請における提出書類一覧

様式	内容	単独事業者	企業グループ
様式1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	○	○
様式5	会社概要説明書	○	○
任意	類似業務の実績一覧	○	○
様式6	電子データの保存等に関する申出書	○	○
様式7	グループ構成書	-	○
様式8	委任状	-	○

- (ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- (イ) 会社概要説明書【様式5】
グループで参加する場合は全ての構成員分について提出すること
- (ウ) 類似業務(展示物の設計・製作・設置)の実績一覧
(任意の様式に、実施年度、実施主体(発注者)、業務名、事業費、業務内容を記載する。)
グループで参加する場合は全ての構成員分について提出すること
- (エ) 電子データの保存等に関する申出書【様式6】
グループで参加する場合は全ての構成員分について提出すること
- (オ) グループ構成書【様式7】(グループで応募する場合のみ)
- (カ) 委任状【様式8】(グループで応募する場合のみ)

- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）ただし、グループの場合は、委任状の提出が必要であるため、持参または郵送等に限ることとする。
- また、郵便等による場合は、上記「2(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限」の期限までとする。
- オ 電子メールによる提出は、件名を「【参加資格確認申請書】広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務について」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局森林保全課）に電話にて着信の確認を行うこと。
- 《送付先アドレス》 noushinrin@pref.hiroshima.lg.jp
《森林保全課電話番号》 082-513-3694（ダイヤルイン）
- (8) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式3】により、上記「2(3) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにて上記(7)オのアドレスに提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局森林保全課に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和7年7月14日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和7年7月17日（木）までに、書面により行う。
- (10) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 指名除外措置等
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

- (15) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
(16) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

- (2) 契約方法

最優秀提案者と業務内容・委託料等について協議の上、協議が整った場合に、本件の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

- (3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、本件の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

- (4) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 提案書作成要領
- 公募型プロポーザル評価基準
- 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】公募型プロポーザル説明会参加申込書

【様式3】仕様書等に対する質問書

【様式4】取り下げ願い書

【様式5】会社概要説明書

【様式6】電子データの保存等に関する申出書

【様式7】グループ構成書

【様式8】委任状

【問い合わせ先】

広島県農林水産局森林保全課 担当 東 石井

電話 082-513-3694 (ダイヤルイン)